

中国電力株式会社 島根原子力発電所第3号機に  
関する技術情報の取扱いについての覚書

原子力規制委員会（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が甲に開示・提供する島根原子力発電所第3号機に関する技術情報の取扱いに関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が島根原子力発電所第3号機において原子力規制庁検査官における現場での検査実務訓練（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、乙が甲に開示・提供する技術情報の取扱いを定めることを目的とする。

（技術情報）

第2条 本覚書において技術情報とは、本業務に関連して乙が甲に開示・提供する島根原子力発電所第3号機に関する「系統図」、「建物・機器配置図」、「単線結線図」、「写真集」および「その他の技術上の情報」をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、技術情報に該当しないものとする。

- (1) 乙が開示・提供する際に、既に公知であったもの
- (2) 乙が開示・提供した後に、甲が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (3) 乙が開示・提供した後に、開示・提供した技術情報および技術情報を含む資料とは関係なく、甲が独自に創出したことを証明できるもの

（秘密保持）

第3条 甲は、乙が開示・提供する技術情報について、厳にその機密を保持し、事前に乙の同意を得ることなく、第三者に開示または漏えいしないものとする。

2 甲は、技術情報を、本業務のために当該技術情報を知ることが必要であると認められる最小限の本業務に関わる甲の関係者に対してのみ開示・提供することができるものとし、当該関係者に対して本覚書に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲は、乙が開示・提供する技術情報を本業務以外の目的に使用してはならないものとする。

（複写等の制限）

第5条 甲は、本業務の履行に合理的に必要な範囲内でのみ、技術情報または技術情報を含む資料等について、閲覧、複製、複写、翻訳等を行うことができるものとする。

(技術情報の返還)

第6条 甲は、乙が開示・提供する技術情報等（複写・複製物を含む。）について、本業務の終了後ただちに、乙に返却するものとする。

(写真等の取扱い)

第7条 甲は、島根原子力発電所構内のエリアにおいて写真等を撮影し、当該写真等を島根原子力発電所構外に持ち出す場合には、核物質防護ならびに知的財産権保護の観点から、乙の確認を受けるものとする。

2 甲は、乙があらかじめ指定するエリアでの写真等の撮影を行わないものとする。

(技術情報の権利の帰属)

第8条 甲は、乙が開示・提供する技術情報に対し、本業務以外の目的で使用する事以外、知的財産権または使用权その他何らの権利を取得するものではない。

(事故発生時の通知義務)

第9条 甲は、乙が開示・提供する技術情報について、第3条に基づき技術情報を開示・提供することができる者以外の者への漏えい、盗難、紛失毀損その他の事故が発生した場合は、ただちに乙に通知し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲が、本覚書の各条項に違反し乙に損害を与えた場合は、乙に対し損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、本覚書を締結した日から2019年7月31日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、本覚書が有効期間満了、解除等により終了した場合においても、第3条の秘密保持義務および第4条の目的外使用の禁止は、本覚書の終了後3年間は有効に存続するものとする。

(協議解決)

第12条 甲および乙は、本覚書に規定のない事項および本覚書の条項に関して疑義が生じたときには、誠意をもって協議のうえ解決する。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年7月26日

甲 東京都港区六本木1丁目9番9号  
原子力規制委員会  
原子力安全人材育成センター  
人材育成課長

竹本



乙 広島県広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
常務執行役員 電源事業本部部長 (原子力管理)  
北野 立夫

傳德堂

德堂



「中国電力株式会社 島根原子力発電所第3号機に  
関する技術情報の取扱いについての覚書」の変更について

原子力規制委員会（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、2018年7月26日に締結した「中国電力株式会社 島根原子力発電所第3号機に関する技術情報の取扱いについての覚書」第11条第1項に関して、次のとおり変更する。

（有効期間）

第11条 本覚書の有効期間は、本覚書を締結した日から2021年3月31日までとする。

本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年5月28日

甲 東京都港区六本木1丁目9番9号  
原子力規制委員会  
原子力安全人材育成センター  
規制研修課長

野村 優子



乙 広島県広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社

常務執行役員 電源事業本部部長（原子力管

北野 立

